

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年12月6日(金) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第66号 令和7年度における主要な教育課題について

報告事項

第1 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について（資料1）

第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について（資料2）

議案第 66 号

令和 7 年度における主要な教育課題について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 12 月 6 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

令和 6 年度の実績を踏まえ、令和 7 年度における幼稚園及び小中学校の教育方針、教育課程の編成及び具体的な教育活動に反映させるため、特に重点的に取り組むべき課題を決定する必要がある。

令和7年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

令和7年度重要課題

- ◆ 誰一人取り残さず、全ての幼児・児童・生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現と確かな学力の定着
 - ・ 「指導の個別化」と「学習の個性化」による個別最適な学びの充実
 - ・ 探究的な学習等を通じた協働的な学びの充実
 - ・ ICT機器等の活用、1単位時間・1単元・1年間を見通した「インプット・アウトプット」の徹底
 - ・ 自己有用感及び自己肯定感の醸成と非認知的能力を育む取組の推進
- ◆ いじめ・不登校をはじめとした様々な課題への対策強化
 - ・ 幼児・児童・生徒の安全性の確保、居場所づくり
 - ・ いじめの未然防止、確実な認知による早期発見・早期対応
 - ・ 新たな不登校を生まない未然防止と段階的な学校復帰への支援
 - ・ 貧困や虐待など、様々な困難の解決に向けた関係機関との連携、相談体制の強化
 - ・ 個に応じた適切な指導・支援の推進

1 確かな学力の定着と向上

(1) 授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」等に基づき、墨田区学習状況調査結果等を分析し、作成した「学力向上を図るための全体計画」の下、授業の終末、家庭学習、単元末、学習ふりかえり期間等に「ふりかえりシート」等を活用し、学んだことをアウトプットするなど、誰一人取り残さず、全ての児童・生徒に「分かる」、「できる」、「定着する」学びを実践し、実感させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせる。
- ・ 一人1台端末の活用を図るための「授業改善ロードマップ」を踏まえ、ICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のため、ジグソー学習等の手法を取り入れるなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努める。
- ・ 児童・生徒の特性や習熟度に合わせた指導を徹底し（指導の個別化）、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、1年間を見通して反復学習を行い、学習内容の確実な定着を図る。
- ・ 教員が児童・生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、児童・生徒が、自身の学習が最適となるような調整が図れるようにする（学習の個性化）。
- ・ 探究的な学習や体験活動などを通じ、幼児・児童・生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、他者を価値のある存在として尊重し、一人一人のよい点や可能性を生かすことで異なる考えが組み合わさるなど、よりよい学びが生み出されるようにする（協働的な学び）。
- ・ 学習内容の定着を図るため、アウトプットを意識した宿題、さらに、予習、自習として個に応じた家庭学習の課題を提示するなど、家庭と連携して効果的な学習支援を行う。
- ・ 学校図書館の書籍や電子書籍を積極的に活用して、読書習慣を形成するとともに、学校及び区立図書館の資料をはじめ、様々な情報を活用した調べ学習等を通じて、情報収集能力や情報活用能力を高める。
- ・ 学習指導要領に示す各教科等の目標や内容に照らして、観点別学習状況評価の観点の趣旨に基づき児童・生徒の学習状況を適正に評価する。学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、評価規準や評価方法等を事前に教員同士で検討して明確化し、評価方法や結果についての検討を通じて評価に関する教員の力量を高めるために、校内組織を活用する。また、評価の方針を定めるとともに事前に十分に児童・生徒及び保護者に示す。更に、事後には、求めに応じて説明責任を果たす。
- ・ 幼稚園では、豊かな環境の下で、自発的な活動としての遊びや生活での様々な体験を通して、認知・非認知的能力を育む。小・中学校では、各教科等の学習を通して、自己有用感を高めながら自己肯定感を醸成するとともに、学びに向かう力の涵養や道徳性の育成など非認知的能力を育む中で、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた資質・能力の育成を図る。

(2) 幼保小中一貫教育の推進

- ・ 「墨田区幼保小中一貫教育推進計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき、取組を進める。
- ・ 幼児期から小学校への架け橋期及び小学校から中学校の教科等の教育課程の円滑な接続を図るとともに、中学校の通学区域で分かれている10のブロックごとに目標を設定し、その達成を目指す。また、幼児期から義務教育終了までの学びの連続性を踏まえた指導や幼児・児童・生徒同士の交流及び教員同士の授業研究などの合同研修による連携・協働を進める。

(3) 幼保小中を通じての英語活動、英語教育の推進

- ・ 学校での英語活動、英語教育との連続性を踏まえ、幼児から英語に触れる機会を設定するとともに、幼保小中を通じて英語活動、英語教育の円滑な連携を図る。
- ・ NT（ネイティブ・ティーチャー）等を効果的に活用することで英語教育の一層の充実を図り、英語によるコミュニケーションの基礎となる資質・能力の向上を図る。

(4) 国際理解教育の推進

- ・ 葛飾北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶ。また、地域や地域にゆかりのある人物についての授業を通して、郷土への誇りや郷土愛を深める。
- ・ 各教科等を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学んだり、外国人と交流する機会を設けたりするなど、異文化との相互理解を深める。
- ・ 中学生の海外派遣事業による、外国の生徒との交流やホームステイ等をはじめとした外国での生活・文化交流を通して、将来、国際社会で活躍することのできる人材を育成する。また、参加生徒による帰国後の報告会等で派遣の成果を広める。

(5) 今日的な教育課題への取組の推進

- ・ 各学校は、持続可能な社会の創り手の育成を目指した教育（ESD）を推進し、日常の授業を通して児童・生徒のSDGs目標達成への意識を高める。
- ・ 実生活、実社会における課題の解決に際して、各教科等で学んだことを活用しながら課題設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、STEAM教育の基盤となる教科等横断的な探究的な学習を行う。
- ・ 主権者教育について、中学生区議会の取組の成果を校内で報告する機会を設定するなど、よりよい社会の実現を視野に主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育む。

2 豊かな心の育成と体力の向上に向けた取組の推進

(1) 人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育の充実と、幼児・児童・生徒の自尊感情を育み、自己有用感及び自己肯定感、意欲、探究心、粘り強さ、協働性等の非認知的能力を高める取組を推進する。
- ・ 幼児・児童・生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や重要性について理解し、自分を大切にするとともに他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に表すことができるよう指導を行う。
- ・ 「特別の教科 道徳」において、物事を多面的・多角的に考え、議論する学習活動を展開し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。また、「道徳授業地区公開講座」等を通じて、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図る。

(2) いじめ・不登校をはじめとした様々な課題への対策強化

- ・ 墨田区いじめ防止対策推進条例や「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム（平成30年改定）」に基づき、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、常設の「学校いじめ対策委員会」等で組織的に対応することを通して、いじめの定義に基づき、軽微ないじめも見逃さず確実に認知し、組織的に対応するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解決に努める。
- ・ 児童会・生徒会によるいじめ防止に関する主体的な取組を支援し、日頃からいじめをしない、させない、許さないとの共通認識をもつよう徹底させるとともに、関係機関との連携、家庭や地域の理解・協力のもと、様々な教育活動の機会を捉えて、「やさしさ」や「おもいやり」の心を育み、自他を認め合う指導を行うなど、いじめ防止の取組を推進する。
- ・ 「墨田区立学校不登校対策基本方針」に基づき、「心の居場所」となり、児童・生徒が行きたいと思う魅力ある学校・学級づくり、居場所づくりを行う。また、児童・生徒の自尊感情を高めながら、自分の気持ちと向き合う力や前向きに考える力を養い、不登校の未然防止に努める。

- ・ 不登校及び不登校傾向の見られる児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼稚園・保育所・小学校・中学校間で情報を共有し組織的に対応するとともに、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、スモールステップルーム、不登校対応巡回教員、チャレンジ学級、子供支援教室及び教育支援センターの活用とともに、関係機関と連携し、未然防止・早期学校復帰や社会的自立に向けた支援を図る。
- ・ 一人1台端末を活用し、様々な事情により登校できない児童・生徒に対するオンライン等による学習習慣の確立、学びの保障を行うとともに、相談活動を工夫するなど、心のケアを行う。
- ・ いじめ・不登校等における様々な困難の早期発見・早期対応に対し、一人1台端末を活用したSNS相談窓口、WEB健康観察システムの活用を図る。
- ・ 日々の教育活動を充実するために、児童・生徒の心理的な状況を把握する「質問紙」を活用し、児童・生徒一人一人の実態や学級の状況を正確に把握し、必要な手だてを講じたうえで、その効果を検証し、指導改善に役立てる。
- ・ 夢や希望の実現に向けて日々努力し続けていけるよう、失敗しても諦めない経験を積み重ねるとともに、幼児・児童・生徒の心と体の安全性を確保する。
- ・ 貧困や虐待、ヤングケアラー等の問題について、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携を迅速・的確に進めるとともに、専門人材を活用した相談体制の機能強化を図るなど、きめ細かく対応する。
- ・ 区や学校が定めた一人1台端末の利用ルールや約束を守る指導を徹底するとともに、「情報モラル指導モデルカリキュラム」や「GIGAワークブックとうきょう」を活用した授業を行うことで、家庭と連携して児童・生徒が適切に情報を取り扱う態度を育てる。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「体力向上プラン」を策定し、「一校(園)一取組」運動を充実させる。
- ・ 授業・行事等での運動の質と量を確保し、体力向上の取組を、年間を通して継続的に行う。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 幼児・児童・生徒一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばすという考えに基づき、学習活動に参加している実感や達成感を味わせるとともに、相互に助け合う気持ちや他者を思いやる気持ち等、豊かな心の育成を図る。
- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、障害のある幼児・児童・生徒に対し、その状況に応じた合理的配慮を提供する。
- ・ 障害の有無にかかわらず、共に学び、体験し、相互理解を深めるインクルーシブ教育システムを構築し、通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、交流及び共同学習や副籍制度による交流活動を推進することで、特別支援教育について保護者の理解を一層深める。
- ・ 外国につながるの幼児・児童・生徒の文化的背景・生活習慣を十分に理解して指導を行う。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター」と連携し日本語指導等の充実を図ることで、共生社会の一員として生きていくために必要な力を身に付けられるようにする。
- ・ 特別支援学級や特別支援教室、日本語指導等、個別に配慮を要する児童・生徒の指導において、特性に応じて音声教材等を使用するなど一人1台端末を効果的に活用することで、個別の課題に応じた効果的できめ細やかな指導の充実を図る。

3 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念を取り入れ、学習指導要領の趣旨・内容を保護者や地域の方々と共有し、地域と連携・協働しながらめざすべき学校教育を推進する。
- ・ 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を通じて、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにする。
- ・ 地域資源を活用した部活動の地域移行に向けて、保護者、地域への意識啓発を図る。

(2) 安全・防災教育の推進

- ・ 防災に関するデジタル教材を活用した授業や避難訓練、中学校の普通救命講習等を体系的に位置付けて実施することで、安全教育を通して「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献

できる資質や能力」を、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて身に付けるようにする。

- ・ 東日本大震災や風水害等の教訓を踏まえた防災教育として、様々な危機的状況を想定した地域との連携による訓練等を実施することで、学校の災害対応能力、危機管理能力を高める。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- ・ 「墨田区子ども読書活動推進計画（第5次）」に基づき、学校図書館の書籍や電子書籍の一層の活用を図るとともに、区立図書館と連携し、幼児・児童・生徒の読書に親しむ習慣を形成する。また、学習の基礎となる語彙力や表現力などの諸能力の育成につなげるようにする。

(4) 文化・スポーツ活動の取組の推進

- ・ オリンピック・パラリンピック教育における共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、これからも継続させる活動を、各学校で「学校 2020 レガシー」として設定する。
- ・ 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や大空襲体験者から話を聞く学習等を通して、平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図る。

4 学校マネジメントの強化

(1) カリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 学校(園)で、各教科等の教育内容を学校(園)の教育目標、経営方針、研究主題等を柱として、その目標の達成に必要な教育の内容を総合的・横断的に配列していく。
- ・ 学校(園)で、教育内容の質の向上に向けて、幼児・児童・生徒の実態や各種調査データ等に基づき、教育課程を編成し、適切な実施及び評価を通じて常に改善を図ることで、教育課程の進行管理に努める。
- ・ 学校(園)は、墨田区学校支援ネットワーク事業の活用など必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせることで、教育内容の充実を図る。

(2) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会に保護者や地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者や地域に対し目標を共有して協働活動を推進する。
- ・ 学校(園)は、自己評価及び中間評価等の学校評価を実施し、結果や改善策を保護者や地域に示すなどして教育活動の改善・充実を図る。
- ・ 学校(園)は、学校運営連絡協議会等において学校(園)経営に関する意見交換を行い、学校関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図る。国型コミュニティ・スクールモデル校において、今後の移行に向けた検証に取り組む。

(3) 教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 校(園)長は、組織的なOJT体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図る。
- ・ 校(園)長は、校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図る。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成してメンタルヘルス対策を徹底する。
- ・ 校(園)長は、服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンス（法令遵守）を徹底する。

(4) 体罰、暴言、不適切な指導や性犯罪・性暴力等の根絶

- ・ 学校(園)は、外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を定期的に見直すとともに、研修等で、体罰や暴言、不適切な指導等は人権侵害であるとの認識をもち、教員一人一人が体罰等を行わないと強く自覚し実践するよう徹底する。
- ・ 校(園)長は、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、性犯罪・性暴力を起こさせないための研修を強化するとともに、被害の起きない環境づくりを図る。

(5) 教員の人権感覚や人権意識、危機管理意識の向上

- ・ 学校(園)は、東京都教育委員会が作成する人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚を磨くとともに人権意識を高め、危機管理意識の向上を図る。
- ・ 学校(園)は、性自認・性的指向等について、教員が正しい理解と認識を深められるようにするとともに、保護者の意向等を踏まえ、関係機関との連携を密にしながら、きめ細かく対応する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 理由

特別区人事委員会の勧告及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、関係規則の規定整備を行う必要がある。

2 改正規則及び改正概要

(1) 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

給料表の改定に伴い、昇格時対応号給表の改正を行う。

(2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

勤勉手当の支給月数の改正を行う。

3 教育長の臨時代理

本件については、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正と併せて施行する必要があるが、当該条例の公布から施行までの間、教育委員会定例会を開催するいとまがないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和6年11月28日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

(1) 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

公布の日（本年4月1日から適用）

(2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

公布の日

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
別表第3 昇格時対応号給表					別表第3 〔同左〕				
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給		
号 給		2級	3級	4級	号 給		2級	3級	4級
1～45		〔略〕			1～45		〔略〕		
46	〔略〕		<u>29</u>	〔略〕	46	〔略〕		<u>30</u>	〔略〕
47	〔略〕		<u>30</u>	〔略〕	47	〔略〕		<u>31</u>	〔略〕
48	〔略〕		<u>30</u>	〔略〕	48	〔略〕		<u>32</u>	〔略〕
49	〔略〕		<u>31</u>	〔略〕	49	〔略〕		<u>33</u>	〔略〕
50	〔略〕		<u>31</u>	<u>37</u>	50	〔略〕		<u>34</u>	<u>38</u>
51	〔略〕		<u>32</u>	<u>38</u>	51	〔略〕		<u>35</u>	<u>39</u>
52	〔略〕		<u>32</u>	<u>38</u>	52	〔略〕		<u>36</u>	<u>40</u>
53	〔略〕		<u>33</u>	<u>39</u>	53	〔略〕		<u>37</u>	<u>41</u>
54	〔略〕		<u>34</u>	<u>39</u>	54	〔略〕		<u>37</u>	<u>41</u>
55	〔略〕		<u>35</u>	<u>40</u>	55	〔略〕		<u>38</u>	<u>42</u>
56	〔略〕		<u>36</u>	<u>40</u>	56	〔略〕		<u>38</u>	<u>42</u>
57	〔略〕		<u>37</u>	<u>41</u>	57	〔略〕		<u>39</u>	<u>43</u>
58	〔略〕		<u>37</u>	<u>42</u>	58	〔略〕		<u>39</u>	<u>43</u>
59	〔略〕		<u>38</u>	<u>43</u>	59	〔略〕		<u>40</u>	<u>44</u>
60	〔略〕		<u>38</u>	〔略〕	60	〔略〕		<u>40</u>	〔略〕
61	〔略〕		<u>39</u>	〔略〕	61	〔略〕		<u>41</u>	〔略〕
62	〔略〕		<u>39</u>	<u>45</u>	62	〔略〕		<u>42</u>	<u>46</u>
63	〔略〕		<u>40</u>	<u>46</u>	63	〔略〕		<u>43</u>	<u>47</u>
64	〔略〕		<u>40</u>	<u>46</u>	64	〔略〕		<u>44</u>	<u>48</u>
65	〔略〕		<u>41</u>	<u>47</u>	65	〔略〕		<u>45</u>	<u>49</u>
66	〔略〕		<u>41</u>	<u>47</u>	66	〔略〕		<u>45</u>	<u>49</u>
67	〔略〕		<u>42</u>	<u>48</u>	67	〔略〕		<u>46</u>	<u>50</u>
68	〔略〕		<u>42</u>	<u>48</u>	68	〔略〕		<u>46</u>	<u>50</u>
69	〔略〕		<u>43</u>	<u>49</u>	69	〔略〕		<u>47</u>	<u>51</u>
70	〔略〕		<u>43</u>	<u>50</u>	70	〔略〕		<u>47</u>	<u>51</u>

7 1	〔略〕	<u>4 4</u>	<u>5 1</u>
7 2	〔略〕	<u>4 4</u>	〔略〕
7 3	〔略〕	<u>4 5</u>	〔略〕
7 4	〔略〕	<u>4 6</u>	〔略〕
7 5	〔略〕	<u>4 7</u>	〔略〕
7 6	〔略〕	<u>4 8</u>	〔略〕
7 7	〔略〕	<u>4 9</u>	〔略〕
7 8	〔略〕	<u>5 0</u>	〔略〕
7 9	〔略〕	<u>5 1</u>	〔略〕
8 0	〔略〕	<u>5 2</u>	〔略〕
8 1	〔略〕	<u>5 3</u>	〔略〕
8 2	〔略〕	<u>5 3</u>	<u>6 1</u>
8 3	〔略〕	<u>5 4</u>	<u>6 2</u>
8 4	〔略〕	<u>5 4</u>	<u>6 2</u>
8 5	〔略〕	<u>5 5</u>	<u>6 3</u>
8 6	〔略〕	<u>5 5</u>	<u>6 3</u>
8 7	〔略〕	<u>5 6</u>	<u>6 4</u>
8 8	〔略〕	<u>5 6</u>	<u>6 4</u>
8 9	〔略〕	<u>5 7</u>	<u>6 5</u>
9 0	〔略〕	<u>5 8</u>	<u>6 6</u>
9 1	〔略〕	<u>5 9</u>	<u>6 7</u>
9 2	〔略〕	<u>6 0</u>	〔略〕
9 3	〔略〕	<u>6 1</u>	〔略〕
9 4	<u>5 3</u>	<u>6 1</u>	〔略〕
9 5	<u>5 4</u>	<u>6 2</u>	〔略〕
9 6	<u>5 4</u>	<u>6 2</u>	〔略〕
9 7	<u>5 5</u>	<u>6 3</u>	〔略〕
9 8	<u>5 5</u>	<u>6 3</u>	〔略〕
9 9	<u>5 6</u>	<u>6 4</u>	〔略〕
1 0 0	<u>5 6</u>	<u>6 4</u>	〔略〕
1 0 1	<u>5 7</u>	<u>6 5</u>	〔略〕
1 0 2	<u>5 8</u>	<u>6 6</u>	〔略〕
1 0 3	<u>5 9</u>	<u>6 7</u>	〔略〕
1 0 4	<u>6 0</u>	<u>6 8</u>	〔略〕
1 0 5	<u>6 1</u>	<u>6 9</u>	〔略〕

7 1	〔略〕	<u>4 8</u>	<u>5 2</u>
7 2	〔略〕	<u>4 8</u>	〔略〕
7 3	〔略〕	<u>4 9</u>	〔略〕
7 4	〔略〕	<u>5 0</u>	〔略〕
7 5	〔略〕	<u>5 1</u>	〔略〕
7 6	〔略〕	<u>5 2</u>	〔略〕
7 7	〔略〕	<u>5 3</u>	〔略〕
7 8	〔略〕	<u>5 4</u>	〔略〕
7 9	〔略〕	<u>5 5</u>	〔略〕
8 0	〔略〕	<u>5 6</u>	〔略〕
8 1	〔略〕	<u>5 7</u>	〔略〕
8 2	〔略〕	<u>5 7</u>	<u>6 2</u>
8 3	〔略〕	<u>5 8</u>	<u>6 3</u>
8 4	〔略〕	<u>5 8</u>	<u>6 4</u>
8 5	〔略〕	<u>5 9</u>	<u>6 5</u>
8 6	〔略〕	<u>5 9</u>	<u>6 5</u>
8 7	〔略〕	<u>6 0</u>	<u>6 6</u>
8 8	〔略〕	<u>6 0</u>	<u>6 6</u>
8 9	〔略〕	<u>6 1</u>	<u>6 7</u>
9 0	〔略〕	<u>6 2</u>	<u>6 7</u>
9 1	〔略〕	<u>6 3</u>	<u>6 8</u>
9 2	〔略〕	<u>6 4</u>	〔略〕
9 3	〔略〕	<u>6 5</u>	〔略〕
9 4	<u>5 4</u>	<u>6 5</u>	〔略〕
9 5	<u>5 5</u>	<u>6 6</u>	〔略〕
9 6	<u>5 6</u>	<u>6 6</u>	〔略〕
9 7	<u>5 7</u>	<u>6 7</u>	〔略〕
9 8	<u>5 8</u>	<u>6 7</u>	〔略〕
9 9	<u>5 9</u>	<u>6 8</u>	〔略〕
1 0 0	<u>6 0</u>	<u>6 8</u>	〔略〕
1 0 1	<u>6 1</u>	<u>6 9</u>	〔略〕
1 0 2	<u>6 1</u>	<u>7 0</u>	〔略〕
1 0 3	<u>6 2</u>	<u>7 1</u>	〔略〕
1 0 4	<u>6 2</u>	<u>7 2</u>	〔略〕
1 0 5	<u>6 3</u>	<u>7 3</u>	〔略〕

106	<u>61</u>	<u>70</u>	<u>81</u>	106	<u>63</u>	<u>74</u>	<u>82</u>
107	<u>62</u>	<u>71</u>	<u>82</u>	107	<u>64</u>	<u>75</u>	<u>83</u>
108	<u>62</u>	<u>72</u>	<u>82</u>	108	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>84</u>
109	<u>63</u>	<u>73</u>	<u>83</u>	109	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>85</u>
110	<u>63</u>	<u>74</u>	<u>83</u>	110	<u>65</u>	<u>78</u>	<u>85</u>
111	<u>64</u>	<u>75</u>	<u>84</u>	111	<u>66</u>	<u>79</u>	<u>86</u>
112	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>84</u>	112	<u>66</u>	<u>80</u>	<u>86</u>
113	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>85</u>	113	<u>67</u>	<u>81</u>	<u>87</u>
114	<u>65</u>	<u>77</u>		114	<u>67</u>	<u>82</u>	
115	<u>66</u>	<u>78</u>		115	<u>68</u>	<u>83</u>	
116	<u>66</u>	<u>78</u>		116	<u>68</u>	<u>84</u>	
117	<u>67</u>	<u>79</u>		117	<u>69</u>	<u>85</u>	
118	<u>67</u>	<u>79</u>		118	<u>69</u>	<u>85</u>	
119	<u>68</u>	<u>80</u>		119	<u>70</u>	<u>86</u>	
120	<u>68</u>	<u>80</u>		120	<u>70</u>	<u>86</u>	
121	<u>69</u>	<u>81</u>		121	<u>71</u>	<u>87</u>	
122	<u>69</u>	<u>82</u>		122	<u>71</u>	<u>87</u>	
123	<u>70</u>	<u>83</u>		123	<u>72</u>	<u>88</u>	
124	<u>70</u>	<u>84</u>		124	<u>72</u>	<u>88</u>	
125	<u>71</u>	<u>85</u>		125	<u>73</u>	<u>89</u>	
126	<u>71</u>	<u>86</u>		126	<u>73</u>	<u>90</u>	
127	<u>72</u>	<u>87</u>		127	<u>73</u>	<u>91</u>	
128	<u>72</u>	<u>88</u>		128	<u>74</u>	<u>92</u>	
129	<u>73</u>	<u>89</u>		129	<u>74</u>	<u>93</u>	
130	<u>73</u>			130	<u>74</u>		
131	<u>74</u>			131	<u>75</u>		
132	<u>74</u>			132	<u>75</u>		
133	〔略〕			133	〔略〕		
134	<u>75</u>			134	<u>76</u>		
135～169	〔略〕			135～169	〔略〕		

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の122.5</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の140</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>） 2・3 〔略〕	〔同左〕 第4条 〔同左〕 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u>（条例第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の63.75</u>） 2・3 〔略〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1. 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間	感染症種別
両 国 小 学 校	2 年 1 組	令和 6 年 1 1 月 2 9 日(金)から 1 2 月 1 日(日)まで	インフルエンザ
錦 糸 小 学 校	4 年 1 組	令和 6 年 1 1 月 3 0 日(土)から※ 1 2 月 3 日(火)まで	インフルエンザ

※ 錦糸小学校は、11 月 30 日(土)が土曜授業日であったため。

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3 日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の うえ、状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。